

平成31年度
永平寺町社会福祉協議会
事業計画

ありがとう お互いさまのまちづくり

平成31年4月



《はじめに》

近年、家族構成の変化などに伴い、少子高齢化と共に地域の支えあい機能が低下してきており、生活全般の個別ニーズや社会的孤立、経済的困窮など、従来の制度や公的サービスの枠組みでは対応しきれない複雑化した問題が多くなってきています。

国では後期高齢者が4人に1人になる2025年問題などに対応すべく打ち出した「ニッポン一億総活躍プラン」により、従来からの公的支援の縦割りから支える側、受け手側という関係を超えて、地域や地域住民が「丸ごと・我が事」として参画し、地域内で支え合うことを目的とした、「地域共生社会」の実現に向けた改革が進められています。

永平寺町では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを積極的に進めており、本会においても包括的な支えあいのまちづくりを目指し、地域や町、関係機関と連携しながら地域福祉の推進に努めてまいりました。一方、介護保険制度での「介護予防・日常生活支援総合事業」による公的支援を超えた対応や生活困窮者への対応、権利擁護の分野、障がい者本人や家族を支える計画相談を中心にした支援など、さらなる公益的な役割も求められています。

今年度は、2年目となる社協発展・強化計画のさらなる具体化を目指し、基本目標の達成を図っていくとともに、町の地域福祉計画策定に並行し、町と連携しながら住民の活動を主とした地域福祉活動計画の策定を計画しています。地域のリーダー育成と世代を超えた地域内の活動が広がるよう、「アウトリーチの徹底」「地域内の活動のつながりの強化」や制度の狭間の解決に向けた「相談支援体制の強化」「町との連携」などを主軸に各部門が横断的に連携し取り組んでまいります。

さらに、経営基盤の強化に向けて介護保険事業においては運営全般に向けて見直しを図り、継続した質の高いサービスの提供に向けて取り組んでいきます。

加えて、職員の採用計画を作成し計画的な採用を行っていくとともに、昨年度完成した研修体系要綱に基づき、専門性の高い人材育成を目指し、キャリアアップの仕組みを強化していきます。

今後も本会は、社会情勢の変化に伴う地域の住民ニーズの解決と住民主体を基本とし、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域福祉の実現に向けて、邁進していきます。

1. 永平寺町社会福祉協議会の使命・経営理念

1. 市区町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とし、その達成のため、当町社協の事業は以下の理念に基づき展開してまいります。

① 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉施設、ボランティア及び福祉活動団体はもとより福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって住民参画型の福祉社会を実現すること。

また、教育機関と連携しながら積極的に福祉教育を実践し、次世代のマンパワーを育成

する。これにより福祉が永平寺町において文化として定着すること。

② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できる自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現すること。

③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動も含む）と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される地域に根ざした支援体制を整備すること。

④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の狭間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦すること。

2. 組織特性を活かした組織運営の実現

社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、こうした組織特性を活かした組織運営が求められております。

よって、

- 地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、積極的な情報公開や説明責任を果たします。
- 事業経営について責任ある組織的な判断を可能とするために事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営をめざします。

2. 永平寺町社会福祉協議会の事業体制

○ 永平寺町社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な事業を行うために、以下のような部門をもった事業体制を確立する。

① 法人運営部門（法人運営課）

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う部門。

② 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進課）

地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域の福祉課題を把握し、その解決にむけた取り組みを計画的に行う地域福祉を総合的に推進する部門。

③ 福祉サービス利用支援部門（地域福祉推進課）

福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行う部門。

④ 在宅福祉サービス部門（在宅福祉サービス課）

介護保険・障害福祉サービスをはじめ、多様な在宅福祉サービスを提供する部門。

⑤ 地域包括支援センター（町受託）

介護予防、総合相談、権利擁護、包括的マネジメントを業務の柱とし、地域で高齢者とその周囲の人々を支援する部門。

3. 永平寺町社会福祉協議会の事業計画

重点目標

① 在宅福祉サービスの充実

この住み慣れたまちでいつまでも暮らし続けたい。これは皆の心からの願いです。その希望に少しでも沿えるよう、支援を必要とする方々に最良で適切なサービスを、個々の状態に応じて提供いたします。また、既存のサービスを充実させるとともに、制度のすきまに位置する方々に対しても、必要な時に必要なサービスを利用することができるよう質の高いサービス体制を整備し、町全体の福祉力向上に努めます。

② 地域のみみなで支え合うお互い様の町づくりへの実現

「地域福祉の推進を目的とする公共性の高い民間団体」としての自覚を持ち、「誰でもが安心して共生できる社会」の実現を目指します。地域で支援が必要な人への個別支援はもちろんのこと自治会単位での小地域福祉活動による見守り活動やふれあいサロン等地域のみみなで支えていく取組みを地域の実情に併せながら進めていきます。

また、個別課題の見える化に努め、地域住民、福祉委員、民生委員児童員、行政、関係機関と連携・協働をしながら地域での支え合い体制づくりを目指します。

町民が、ボランティアへの関心をもち自発的な活動へつながるようボランティア活動へのきっかけとなる「ちょボラ活動」の推進と次世代のマンパワー育成や地域ぐるみの福祉教育を展開しながら進めていきます。

③ 事務局職員の強化・充実

社会福祉協議会は前述されているとおり、地域福祉を推進していく極めて公益性の高い団

体と位置付けられております。そのため、インフォーマルな部分を補い「孤立させない」地域づくりを進めて社会的利益を目指していく一方で、計画的な昇給や施設を管理していくための積立など、公益性と収益性の両面で経営バランスを図っていく必要があります。よって、職員一人ひとりのコスト意識醸成に向けた取り組みはもちろん、個々の質の向上に向けた能力開発を積極的に行ってまいります。

2年目に入る社協発展・強化計画の見直し等も含め、永平寺町社会福祉協議会が果たすべき役割、目指すべき方向性、経営理念を再度認識し、永平寺町の福祉の推進に組織全体で邁進してまいります。

法人運営事業

法人運営部門は、理事会、評議員会等の開催のほか、経理事務をはじめとする財務管理、職員の採用や研修・能力開発、人事考課などの人事管理、所轄庁への届出や対外的な法的対応を行う法務に関する業務など、法人運営とともに社協事業全体の管理（マネジメント）業務にあたります。

平成31年度の特筆すべき点として、理事・監事の改選と、やすらぎの郷利活用策の検討が挙げられます。前者については、社会福祉法が改正されてから初めての役員改選を迎えるため、法に基づき慎重に進めていく必要があります。後者に関しては、やすらぎの郷事務所スペースを譲り受けがほぼ基本線であり（平成30年度末現在・内定状態）譲受後の利活用方針について、上半期内を目途に定めることが求められます。永平寺町における福祉の拠点として、多くの方々の意見を取り入れながら有効活用いただける場としての在り方を模索していきます。

一方、社協発展・強化計画については策定2年目を迎えるため、計画の具現化に向けてさらなる推進力を向上させるとともに、計画の評価を実施しながら、必要とあれば軌道修正することが重要となります。計画的に経営基盤を強化し続けられるよう、社協発展・強化計画の進捗管理を各部門間で図り続けます。

平成31年度も適正な法人運営と事務局強化を主軸に地域福祉推進のための後方支援に尽力してまいります。

01 法人運営事業

01 法人運営事業

(1) 評議員会の開催

(2) 理事会の開催

(3) 監査の実施（決算監査・中間監査）

→ 平成30年会計年度にかかる定時評議員会の終結の時（H31.6月中下旬頃）をもって、現役員の任期満了。

(4) 永平寺町社協発展・強化計画の評価

→ 2年目を迎える発展・強化計画の進捗管理と評価のための体制を整備する。

(5) 評議員選任・解任委員会の開催

(6) 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会

(7) 事務局の強化

○職員の採用計画の検討

職員の年齢分布や定年退職、再雇用、資格取得者の状況などを把握し計画的な職員採用を目指す。

○職員台帳の整備

職員配置状況や有資格状況、研修記録などの整備を一体的に行う。

○資格取得支援

年々高難度化の傾向にある福祉・介護系の資格取得に向け、助成制度を継続するとともに、職員相互勉強会を企画し取得率向上を目指す。

○効果的な会議運用

平成30年度に体系づけた職責ごとの部門別会議を有効活用し、法人内における課題や問題を共有し、職員個々の資質向上を図るとともに、法人内の連携強化を目指す。

○人事考課制度の定着に向けての取組み

各部門にて自己目標管理の徹底と評価体制の強化を図る。

○他市町社協との連携強化

全国的な社協ネットワークを活用し、福祉課題への各取り組み内容等を相互に共有する。

○事務所のあり方検討

やすらぎの郷利活用検討委員会にて、あらゆる意見を交わしながら、今後の利活用方針を定める。

(8) 社協会費の加入促進

社協会費への加入促進と、特別会費・賛助会費への増強を図っていくために、社協会費について普及活動を行う。そのため、社協会費についての分析・検討。財源構成における会費の在り方、他市町社協の会費の活用法など、調査研究を行う。

(9) 働きやすい職場づくり

・メンタルヘルス対策事業

労働安全衛生法に基づき、常時50人を超える労働者を雇用する永平寺事務所において前年度同様産業医との契約を継続し、ストレスチェックの実施や、衛生委員会の運用を行う。また、任意設置となる松岡・上志比事務所においても、衛生推進会議を定期開催し、職員の心と体両面の健康衛生の保持を増進していく。

・ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進

職員の連続休暇の取得が容易となるよう、有給取得率の向上を図るため、有給取得奨励体制を各事務所・各課において整備する。また、育児や介護を行いながら働き続けられるよう、育児・介護休業等に関する規則や関連制度の周知を図る。

・特定個人情報保護強化

関連法（個人情報保護法・番号法など）を遵守し、組織的な個人情報漏洩対策を行う。

(10) 社会福祉大会の開催

・平成31年6月2日（日）開催予定の福祉まつりと併催。

・H31年度より、被表彰者ならびに感謝状贈呈については、別途表彰選考委員会において

選考を行う。

(11) 部会・委員会の開催

・事業の推進にあたり、幅広く地域のあらゆる立場の意見を反映し、速やかに、住民参加、協働による地域福祉を推進するために部会・委員会を開催する。

(12) 障がい者等の雇用促進

・障がい者雇用・定着については、労働局が行う「精神・発達障害者しごとサポーター」研修の開催やジョブコーチ支援など公的制度を積極活用し、受け入れ体制の強化や在籍職員の定着を図る。

(13) 災害時における各種関係機関との協力体制の確立。

・県外市町社協との協定
・行政をはじめ、各機関・各団体、民生委員、福祉委員との平時からの連携強化を図る

(14) 社会福祉法人連絡協議会の運営

・H28.8月に発足。町内の社会福祉法人相互の連携により、迅速な福祉課題への対応や、協働での公益的取り組みを実現する。

(15) 経営基盤の強化

・公認会計士・税理士による経営・会計指導・内部監査の実施の継続。
・自己財源の確保→ 特別会費および賛助会費の募集の強化。

02 永平寺事務所運営事業

03 企画調整事業

○各部門相互の事業展開の総合的な調整や、社協発展・強化計画の策定等、法人としての将来ビジョンを検討するなど、組織全体の企画・調整の役割を果たす。

(1) 関係団体への援助協力

・町内の社会福祉施設および事業所に従事する職員などの資質向上を図るため当会主催の研修参加周知。(例：OJT研修等)

(2) 苦情解決体制の整備

・社会福祉法第82条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。
・情報公開の一環として、広報誌等により苦情およびその処理状況を公開する。
・第三者委員会の定期的開催
・苦情受付体制強化に向けた取り組み

(3) リスクマネジメント体制の強化

・経営リスク全般を見渡し、個人情報漏えい、事故防止に向け体制整備を図る。
・リスクマネジメント研修の実施。

→ 専門家による事故予防に向けた研修を実施。今年度(H31)より、施設賠償保険契約内にて講師招聘が可能となった。

(4) コンピュータネットワークの運用・活用

・ペーパーレス本格的導入による事務効率化の徹底と、迅速な決裁によるスピーディー

な事業活動体制を整備する。

(5) 新規事業・収益事業の調査・研究・企画

- ・モデル事業や助成金事業の積極的な活用の導入。
- ・新規事業（及び継続事業）ごとにプロジェクトチームの設置（課・事業所を越えた「横の連携」）

- ふれ愛フェスタプロジェクトチーム

- 認知症キャラバンメイト普及チーム など

- ・調査研究事業

- 相談窓口の強化に向けた多様な受付手段の模索

- 本会の基本理念にも掲げるとおり、福祉課題の深刻化抑止のためには早期発見早期解決が求められる。そのため今まで以上に間口を広げ、相談受付の強化を目指し、より多様な受付手段の調査研究を行う。

- 例）スマホやHP、SNSなどIT活用における有用性調査 など

- 職員採用計画策定にかかる求職者の動向調査

- 雇用情勢に明るい兆しが広がり「売り手市場」と呼ばれて久しい中、福祉業界においては求職者そのものの減少などにより、人材不足が課題となっている。当会も、高品質な福祉サービスを保ち続けるために、計画的な人材確保＝採用計画の策定が必要となるが、同計画を実のあるものとするため、現在の求職者の動向調査などを実施し、採用環境の整備につなげる。

02 企画広報事業

01 企画広報事業

○永平寺町社協の役割や存在意義が幅広い年代の地域住民に伝わり、理解されるような広報活動を工夫し、多くの方から会費や寄附をはじめ、事業や取組みへの協力を得られるよう、「見える社協活動」を図り、社協PRの強化を目指す。また、広報誌を通じて県内他市町社協とのネットワークを活用し、情報交換、共有を図る。

(1) 広報ほほえみ発行 月1回（点訳版も発行）

- 課を越えた横断的な連携により、幅広い福祉情報を提供する。

(2) 永平寺町社協ホームページのリニューアル

- 福祉サービスを利用したい・知りたい方が当ホームページを通じ、すぐに目的の情報にたどり着くことのできるようホームページのリニューアルを図る。

(3) マスメディアの活用（新聞社への投げ込み、ケーブルTV放映等）

03 研修教育事業

(1) 社会福祉援助技術実習生等の受け入れ

社会福祉の専門職を目指す学生に対し、実習プログラムを通して社会福祉士として求められる姿勢、態度、援助技術を身につける実地教育の場を提供する。

(2) 視察研修受け入れ

平成31年5月14日、淡路市役所より視察研修（社協と民生委員との日常的なかかわり方について）の受入実施予定。

04 基金運営事業

01 福祉基金事業

02 地域福祉事業安定化基金事業

・地域福祉事業安定化基金規程に基づき、管理運用する。増大する住民の福祉需要に対応し、地域福祉事業の安定的発展を図るための財源とする。

03 介護保険事業安定化基金事業

・介護保険事業安定化基金規程に基づき、基金の管理運用を行う。高質の介護保険サービスを安定して提供し続けることを目的とした積立金。

04 施設管理運営安定化基金事業

・自己資産としての施設が増える中、その維持管理に必要な財源を確保することを目的とする。（当面の預け先として、永平寺町内のゆうちょ銀行を想定）

当初予算より基金積立計上を行い、長期にわたり計画的に基金整備を図っていく。

地域福祉活動推進事業

地域福祉部門は、お互いの顔が見える（自治会単位の）支えあい活動である小地域福祉活動の推進を目指します。活動を推進するために福祉委員、自治会、民生委員児童委員や関係機関と連携し、個別ニーズの早期発見、課題解決に取り組みます。また、地域内の関係者との連携に加え、今年度は地域包括支援センターなど他課との連携を強化しながら住民主体の地域活動へとつなげられるよう支援を行います。また、地域とのつながりを今以上に構築していくために地域へ積極的に出向き、ふれあいサロンや小地域福祉委員会をはじめとする地域の自主的な支えあいの取り組みや見守り活動等への支援を行います。また、地域の現状や課題に着目し、自治会、ボランティア、関係機関等と連携しながら、地域の特性に合わせ、若年層や子育て世代を含めた多世代交流や居場所づくりに向けての取り組みを行います。さらに、地域福祉活動のキーパーソンおよびボランティアの育成を目的とした研修会の開催、活動の場の提供と広報媒体等を有効に活用しながらの啓発を図り、住民が安心して生活できる地域づくりの推進を展開していきます。

05 地域福祉事業

01 地域福祉事業

(1) 地域福祉活動計画の策定

町民、関係機関・団体、行政が連携し、地域住民がお互いにたすけあい、支えあう

ことのできる安心して暮らせる町を目指すために地域福祉活動計画を町地域福祉計画と並行する形で策定。31年度中の完成を目指す。

(計画期間平成32年度から36年度の5年間)

- ・地域福祉活動計画策定委員会の設置・活動計画策定
- ・地域福祉活動計画講演会の開催

(2) 福祉委員会の運営

社協と地域のパイプ役である福祉委員活動（見守り）の地域での理解を目指し、民生委員児童委員や自治会役員等との合同意見交換会等を行う。また、福祉委員の役割について活動や意見を通じて明確にし、地域内の（見守り・支えあい・助け合い）キーパーソンになるよう育成と支援を図っていく。

- ・福祉委員委嘱式・研修会の開催
- ・福祉委員代表者会議の開催および活動検討
- ・福祉委員活動報告書の活用
- ・区長・民生委員児童委員・福祉委員意見交換会の開催
- ・子ども福祉委員会活動（県社協委託）

(3) 小地域たすけあい・支えあい活動の推進

自治会（集落）単位で、住民自らが地域内の福祉（生活）課題を発見し、課題解決に向けた取り組みができるよう活動の場への支援とリーダー育成につながる取り組みを積極的に行う。また、住民主体の活動について、今年度は地域包括支援センターとの連携を強化し、地域包括ケアシステムの中の支えあい活動の推進を意識した取り組みを行っていく。

- ・小地域福祉活動の推進

現在、活動している小地域福祉委員会やサロン、地区のリーダーや福祉委員と連携し、福祉ニーズの発見や解決、見守り活動、高齢者等の居場所づくり、緊急時の対応・災害時の対応など、支えあいの自主的な活動につながるよう支援する。

- ・小地域福祉委員会の目的やあり方について関係者の意見を反映しながら検討していく。
- ・生活支援体制整備事業（包括支援センター所管）との連携した取り組み

中学校区単位での座談会への参加と連携や自治会単位での調査や座談会について、相互に協力し、効率よい支援活動を行う。また、協議体機能の第2層（中学校単位）の社会資源の発掘や住民の支えあい活動が広がるよう、包括支援センターと定期的な（月1回）に連絡会により情報の共有を図る。

- ・ワンストップサービスの推進強化

各事務所単位でのワンストップサービスを目指しより早い課題解決や福祉に関する相談を身近なところに対応する。

02 福祉まつり事業

ふれ愛フェスタ2019（仮称）の開催

- 地域に住む全ての方が、一堂に集い、ふれあい、笑顔あふれる時間を共に過ごす福祉のま

つり。町民と企画立案・運営を行いながら、地域住民参加型イベントを実施する。

- ・開催日 平成31年6月2日（日）
- ・場 所 上志比文化会館サンサンホール

03 緊急時情報カード設置普及事業（町受託）

緊急連絡先、病名などの医療情報等を記入できるカードを頒布し、緊急時に発見者や救急・医療関係者が適切な判断や応急の措置をとる等の適切な対応を可能にすることを目的に実施。

また、今年度は、視覚障がいなどでも自立した生活を送っている方の普段の生活の中での緊急情報カードとしての役割を果たせるよう、「ヘルプカード」設置をし、実施に向け試験的に取り組んでいく。

04 地域ふれあいサロン事業（町受託）

高齢者に対して身近な集落センター等において、福祉委員、民生委員・児童委員、ボランティアの協力のもと、健康維持、日常動作訓練やレクリエーションなどの活動を通じて日常生活能力と社会性の維持向上を図り、閉じこもり、孤立の防止を行いながら継続的な在宅生活を支援する。

また、リーダーを主とした運営側（ボランティア）の負担軽減を図るために継続支援を行う。毎回、行事・催し事を思案しながらのサロン運営ではなく、茶話会主体の無理のないサロンを開催できるよう、サロンへのはたらきかけを行う。

- ・サロン代表者会議の開催（年2回）
- ・サロンリーダー研修会の実施
- ・サロン未実施区への支援
- ・サロン月間（町内サロンへの訪問強化）

05 物品貸出事業

在宅での介護を支援するために介護保険制度上、福祉用具貸与を利用できない方に社協保有の介護機器（車いす）を町民に無料で貸出す。また、地域での福祉活動の支援や、福祉の啓蒙啓発の目的で社協保有の一般備品を無料で貸し出す。

- ・福祉教育・地域での福祉活動を支援するための各物品の無料貸し出しや物品の購入。
- ・福祉車両の無料貸出し ※有料道路代、ガソリン代は除く
- ・区内の地域福祉活動として、除雪車の貸出（申請は自治会、ボランティア団体に限る）

06 団体事務事業

住民団体の円滑な運営を補佐し、住民活動の促進を図る

- ・永平寺町遺族連合会
- ・永平寺町英霊顕彰奉賛会

06 ボランティアセンター活動事業

- ボランティアセンターではボランティア活動をしてみたい人、ボランティアの支援を求め

る人からの相談を受け、個人・団体の登録者の増、コーディネート件数を上げる。また各種講座や研修会によりマンパワーの育成や理解を深める取り組みを強化、地域での活動へとつなげる。多くの方にボランティアへ関心の目をもてるよう、またボランティア活動につながるための「きっかけづくり」にちよボラ活動の啓発を行う。また、障がい児者などの福祉支援を中心とした災害時の支援体制の確立を図る。

01 ボランティアセンター活動事業

- (1) ボランティアセンター運営委員会の運営
 - ・運営委員会の開催(年2回)
- (2) ボランティア活動に関する相談・登録・コーディネート事業
 - ・コーディネートを積極的に推進し、登録および実績の件数の増加を図る。
 - ・社会福祉施設、介護保険事業所の受け入れ担当職員の連絡会議の開催
 - ・ボランティア情報交換会
 - ・ボランティア・NPO団体の活動支援
 - ・ボランティア団体等実態調査
- (3) ボランティア活動に関する啓発・広報、情報提供事業
 - ・各種媒体による広報活動(広報紙、ホームページ、フェイスブック等のツールを活用し、若い層にも情報提供する)
 - ・各種助成金の案内
- (4) ボランティア講座、研修会の開催
 - ・ささえあい地域づくり講座
 - ・ボランティアリーダー研修会
 - ・福祉教育講座
 - 例) 点字ボランティア講座、やさしい手話講座、認知症講座等
 - ・趣味からのボランティア講座
- (5) 福祉教育・学習の推進(地域ぐるみ福祉推進事業)
 - ・小中学校、地域での福祉教育・体験教室の支援
 - ・車いす、点字・体験セットの貸出、講師派遣
 - ・ボランティア活動先の紹介・調整
- (6) 災害時における福祉救援体制の整備
 - 行政等との協議により、各種関係機関を含めた救援体制の確立を図る。
 - ・雪かきボランティア(スノーバスターズ)や学校等、地域を巻き込んだ支援体制づくり
- (7) 収集ボランティア活動の促進
 - ・ペットボトル、プラタブの回収および回収活動の促進を図る。
- (8) 災害復興支援プロジェクト
 - ・プラタブの回収代金を支援金として、被災地に贈る。
- (9) 災害ボランティア連絡会の事務局運営
 - ・連絡会の開催
 - ・災害ボランティア研修会
- (10) ボランティア活動保険の加入窓口

・保険料助成事業の実施

07 共同募金配分金事業

- 募金者の意思を尊重し、地域福祉活動の貴重な民間財源という認識で、効果的な事業展開を図る。なお、配分方法等については共同募金委員会および関係機関等と調整の上決定する。

01 一般配分金事業

- (1) 障がい児（者）の社会参加と保護者の親子リフレッシュ事業
 - ・障がい児（者）の事業として実施。
- (2) 児童遊具の修繕等助成事業
- (3) 地域でいつまでも生活できることを考える事業（障がい児（者））
 - ・施設視察訪問研修の実施
 - ・当事者、家族、関係者との情報交換会

02 歳末配分金事業

- (1) ひとり暮らし高齢者への歳末おせち事業
- (2) ひとり暮らし高齢者の集い
 - ・ひとり暮らしの高齢者を集い社会性の維持向上を図る。
- (3) 在宅重度障がい者等への支援金配布
- (4) 生活困窮世帯への支援金配布
- (5) 母子父子家庭児童への図書券贈呈
- (6) 障害児者福祉施設への激励訪問事業
 - ・当町出身者が入所している障がい児者福祉施設を訪問。
- (7) 会食サービスの実施（4回）
 - ・3地区でひとり暮らし高齢者等を対象に会食サービスを実施。
- (8) 家屋漏電点検事業
 - ・ひとり暮らしの高齢者等宅の漏電点検を無料で実施。
- (9) 歳末たすけあい事業
 - ・障がい児者等の交流や世代間交流会への助成事業

03 災害配分金事業

- ・火災等の災害に対して臨時に援助する。

08 チャリティ事業

- チャリティ活動を通して、福祉への理解の広がりや気軽に参加できる取り組みにつなげていく。今年度は、生活困窮者への支援を目的にチャリティ実行委員会を設置し実施する。

福祉サービス利用支援事業

福祉サービス利用支援部門は、住民が抱える問題解決のための相談事業や、社会福祉制度や福祉サービスの利用につなげる橋渡しを行います。また、社協独自の事業と連携して在宅生活の維持、向上を図ってまいります。

さまざまな関係機関と連携して、必要な人に制度やサービスが提供されるよう努めていきます。

09 福祉総合相談事業

- 民生委員児童委員や弁護士などと連携し、くらしの心配ごとや困りごと等の相談に応じる。事業で補えない相談があっても、迅速に関係機関へつなぎ連携し、相談者に寄り添った支援にあたる。さらに、地域住民の立場で福祉（生活）課題を捉え、安心安全な地域生活を見据えた啓発事業を展開する。

社協事業を有効かつ総合的に結び付け、解決に向け歩む総合相談を目指す。

(1) 「心配ごと相談」

- ・ 各社協事務所での心配ごと相談を実施する。
- ・ 相談の内容に応じて、民生委員児童委員や関係機関など地域へつなげる。また相談希望者の事情に合わせて“出向いて相談”の体制を行う。

(2) 弁護士による「無料法律相談」

- ・ 弁護士による無料法律相談を、各地区持ち回りで毎月第4木曜日（例外日あり）に実施する。無料法律相談の実施を2回増

(3) 講座（セミナー）の開催

- ・ タイムリーな福祉（生活）課題について、住民にわかりやすく情報発信、啓発を行う。

(4) 相談機関連絡会の開催

- ・ 関係機関との幅広い相談ネットワークの構築を図り、一人ひとりが安心して暮らせるための総合相談体制の充実に取り組む

10 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

- 永平寺町民の方を対象に、判断能力が不十分な高齢者・障がい者の方が、福祉サービスを利用しながら自立した日常生活を送れるよう、福祉サービス利用援助、金銭管理、書類預かりなどを中心とした生活支援を行う。

11 資金貸付事業

- 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、失業者世帯等が、生活困窮により生活を維持することが困難である状態を独立自活できるよう資金の貸付および生活相談を行う。また民生委員と連携し助言等の支援を行うことにより世帯の自立更正を図る。

01 緊急小口資金貸付事業

- 一時的な生活困窮に陥った人を対象に緊急に資金を貸し付け世帯の自立更正を図る。

02 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

- 低所得世帯・身体障がい者世帯・知的障がい者世帯・高齢者世帯及び離職者世帯等を対象に、次の目的のための費用を貸し付ける。

・総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、教育支援資金（教育支援費・就学支度費）、不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

- (1) 生活福祉資金調査委員会の運営
- (2) 民生委員への制度研修会の開催
- (3) 生活福祉資金の広報活動
- (4) 貸付相談
- (5) 償還指導

12 福祉サービス利用料負担軽減実施事業

- 福祉サービスを利用したいけれど利用できない低所得者を対象に利用負担金の補助を行う（1 か月限度額 10,000 円）。社協が行う公益的活動事業の一環として位置づける。また、対象者への助成だけでなく、本人の自立生活へ向けて助言・指導を行っていく。（自立促進）

13 障害者計画相談支援事業

- 障がい児（者）や難病疾患者の自立した生活を支えるため、当事者が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を見据え、行政、学校、病院、障がい福祉サービス事業所等、多職種と連携。相談支援体制の強化を図りながらケアマネジメント、サービス等利用計画の作成にあたり、当事者が安心して地域で暮らし続けることができるよう継続支援を行う。また、相談支援専門員の育成ならびに専門性の向上に励んでいく。

14 成年後見サポートセンター事業

- 成年後見制度の広まりにより、法人後見への期待も高くなってきている。しかしながら、本事業の必要性があるものもまだまだ町民に認知されていない。必要な方につなげていくために行政・地域包括支援センター・関係機関等と連携しながら普及啓発を行っていく。

また、法人後見に対しての新たな方策について県内社協や他機関等と情報共有をしながら探求していく。

- ・日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度申立て支援（事務手続きの支援）

在宅福祉サービス事業

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「その人に寄り添う」個別ケアを念頭においた在宅福祉サービスの提供はもちろんのこと、職員一人ひとりが専門職として、互いに成長できる職場環境を目指していきます。

また、高齢者福祉のみならず障害福祉についてもサービスの拡充を図り、ノーマライゼーションのまちづくりに寄与していきます。

なお、本年度は人材不足の中で、社協として必要な事業所を精査し、運営していき、働く職員への処遇改善と専門職としての知識、技術の向上に努めます。

15 **ホームヘルプ事業**

- 要介護認定を受けた高齢者および身体障がい者等に対し、在宅における、身体介護、生活支援（家事援助）、相談・助言などを行い、本人の自立支援と家族の介護負担軽減への支援を目的として実施。また、関係機関と連携を図り緊急のニーズにも柔軟に対応する。

01 ホームヘルプ事業

介護保険制度下での高齢者宅への訪問サービス（訪問介護事業）

02 自立支援居宅介護事業

障害者総合支援制度下での障がい者宅への訪問サービス（居宅介護事業）

03 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業

訪問介護相当サービス

- (1) 訪問介護相当サービス個別計画等の作成
- (2) 生活援助に関する内容
- (3) 身体介護に関する内容

訪問型サービスA

- (1) 訪問型サービスA個別計画等の作成
- (2) 生活援助に関する内容

16 **介護保険対象外ホームヘルプ事業**

- 利用者やその家族が安心して生活できるよう、介護保険制度や障害者総合支援法では対応できない、制度の狭間にある方々をサポートするため、介護保険対象外のサービスを自費で提供し、快適な在宅生活の継続を支援する。

01 えいへいじ介護保険対象外訪問介護ステーション事業

介護保険対象外となる身体サービスや生活援助サービスの提供。

17 **デイサービス事業**

- 要介護認定を受けた高齢者および身体障がい者等に対して、健康チェック、昼食、入浴、レクリエーションなどの活動を通じて本人の日常生活能力と社会性の維持向上を図り、併せて家族の介護負担軽減と継続的な在宅生活の支援を目的として実施。

01 松岡デイサービス事業

03 永平寺デイサービス事業

05 上志比デイサービス事業

介護保険制度下での施設への通いのサービス（通所介護事業）

02 松岡自立支援生活介護事業

04 永平寺自立支援生活介護事業

06 上志比自立支援生活介護事業

障害者総合支援制度下での施設への通いのサービス（基準該当通所介護事業）

07 介護予防・日常生活支援総合事業（各デイサービスに併設）

通所型予防給付相当サービス

18 **小規模多機能型居宅介護事業**

- 認知症高齢者を中心に、要介護状態になっても住み慣れた地域でその人らしい生活が維持できるよう、「通い」を中心に利用者の状態や希望、家族の実情に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせた複合サービスを提供する多機能施設として実施する。また町内の地域密着型サービス事業所との交流も図りながら、特色のある運営をしていく。

01 小規模多機能型居宅介護事業「ほっこり」

介護保険制度下での通い、泊り、訪問のサービス。（小規模多機能型居宅介護事業）

19 **訪問入浴介護事業**

- 重度な寝たきりの方や、ターミナル（終末期）の方を中心に、自宅へ特殊浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供する。

01 えいへいじ訪問入浴介護事業

介護保険制度下での高齢者宅への訪問入浴サービス。（訪問入浴介護事業）

02 自立支援訪問入浴介護事業

障害者総合支援制度下での障がい者宅への訪問入浴サービス。（自立支援訪問入浴事業）

20 **居宅介護支援事業**

- 要介護認定者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことが出来るよう、本人や家族の意思を尊重し、有効なサービスが利用出来るた

めの居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する。

01 えいへいじ居宅介護支援事業

- (1) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成、サービス事業所間の連絡調整）
- (2) 要介護認定調査の実施（町受託）
- (3) 介護予防サービス計画作成（地域包括支援センターから受託）
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

21 福祉用具貸与事業

- 心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要支援・要介護者の方の自立を支援し、また、家族の介護負担の軽減を図ることを目的として福祉用具を貸出・販売を行う。経営面や人員配置について精査した結果、本年中に事業所を廃止する予定。

01 福祉用具貸与事業

02 福祉用具販売事業

23 高齢者生活支援事業（町受託）

- 高齢者の日常生活を支援する様々な事業を町から受託する。

01 配食サービス事業

民生委員、配達ボランティアの協力により、調理の困難な高齢者宅へ昼食弁当を配るとともに安否を確認し、バランスのとれた食生活で継続的な在宅生活を支援。

- ・ 町内全域にて週3回の配食を実施（月・水・金）
- ・ 平成31年度は障害福祉サービス事業所との連携にて、地域のみならず、様々な角度から総合的な見守り支援を強化していく。

02 介護用品支給事業

要介護認定者に対し在宅生活を維持するために必要な介護用品の購入を支援する。

- ・ ご利用者様や介護者様からのニーズを勘案しながら、家族介護者教室事業とのタイアップにて勉強会なども開催し、調整役としての役割を担っていく。

03 寝具洗濯乾燥サービス事業

年1回、主に独居高齢者世帯と要介護度3以上の世帯等を中心に、寝具（掛け布団、敷布団、毛布）を無償で丸洗い、消毒、乾燥し清潔を保持する。

04 外出支援サービス事業

75歳以上の高齢者および要介護認定者、特定の身体障がい者の方で、単独で通院することが困難な方を移送し、通院に対する移動援助を行うことにより、健康で健全な在宅生活の維持を目的として実施。

05 家族介護者教室(交流)事業

(1) 家族介護者教室事業

- ・負担の少ない介護の方法や介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得してもらうための教室を開催。

(2) 家族介護者交流事業

- ・高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に開放し、イベントや旅行などに参加してもらいながら、介護者相互の交流によって、心身の元気回復(リフレッシュ)を促進。本年度は介護者様の悩みや相談に応じられるように、事業の内容等や時期も変化させていく。

24 施設管理運営事業(指定管理)

- 町からの指定管理事業として、永平寺老人福祉センターの管理運営を行う。
年間を通じて多彩なイベントを企画し、高齢者の集いの場として確保していただけるように高齢者の生きがいづくりを支援し、更なる老人福祉センターの活性化を図っていく。

地域包括支援センター事業(町受託)

ひとり暮らしや高齢世帯、認知症高齢者が増加していく中、介護が必要になっても住みなれた地域で安心して生活が続けることができるよう、昨年度に引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めていきます。特に、支え合いのまちづくりに向け、協議体(1層、2層)の充実を図り、住民が主体となった支え合い活動を推進し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

また、地域住民が抱える生活課題が複雑・多様化するなか、総合相談窓口としての機能向上に努め、地域住民が気軽に相談できる窓口をめざすと共に、地域の様々な関係者とのネットワーク構築を強化し、適切な支援、継続的な見守りにつなげたり、地域に存在する隠れた課題やニーズの発見に努めます。

25 包括的支援事業

01 総合相談支援業務

○実態把握

日常の活動の中で把握した情報などを活用し、高齢者の生活実態の把握を行い、地域住民が活用しやすい社会資源の情報を整備する。

○総合相談

地域住民の身近な相談窓口として、福祉サービスの調整や必要な制度へつなぐなど適切な支援に取り組む。多様化する高齢者のニーズに対しては、ワンストップサービスの拠点として、継続的・専門的で丁寧な相談支援を提供し、課題解決を図る。
⇒相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを

行う。

○地域におけるネットワーク構築業務

その場その場でのネットワークはできているが、継続的な見守りが行えるよう、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図り、地域全体で支える仕組みづくり（ネットワーク会議：民生委員児童委員や各種団体機関との連携のための会議）が立ち上げられるよう土台作りを行う。

02 権利擁護業務

○成年後見制度の活用

判断能力の低下がみられる認知症高齢者が、適切な介護サービス利用や金銭的管理、法的行為を行うことができるために、成年後見制度の活用支援を行う。

○高齢者虐待の防止・対応

「永平寺町高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、専門機関として町と連携しながら、情報収集や同行訪問、カンファレンスなど計画的な支援を積み重ねて、虐待の終結に向けた支援を行なう。また、権利侵害を未然に防ぐために、高齢者の虐待防止に関する普及啓発に取り組む。

○困難事例への対応

支援困難事例に関する介護支援専門員への適切な指導、助言ならびに居宅介護支援事業所等の介護支援専門員とのネットワークを強化する。

○消費者被害防止・対応

消費者被害を未然に防ぐために、広報誌等を活用し、振り込め詐欺等の被害防止にかかる普及啓発、注意喚起を行なう。消費者被害に遭遇した場合には、警察や関係機関と連携を図り、被害回復に向けた支援を行う。

03 包括的・継続的ケアマネジメント

○包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

包括的・継続的なサービスが切れ目なく提供することができるように関係機関との連携強化に努め、介護支援専門員が地域の社会資源を活用した支援ができるよう、支援体制の整備に取り組む。

○介護支援専門員に対する支援

- ・介護支援専門員の側面的な支援（指導、助言、情報提供、同行訪問、カンファレンスへの出席など）を行なう。

⇒居宅介護支援事業所内での事例検討会参加、助言 月1回

- ・介護支援専門員の資質向上のため、研修会等を開催する。

年4回 開催（6月、9月、11月、2月）

- ・町内の介護支援専門員同士の連携強化、相互研鑽を図り、資質の向上、情報共有目的で、介護支援専門員の定例会を実施する。

月1回 定例（年12回）開催

○地域ケア会議の開催

- ・自立支援ケア会議

地域の介護支援専門員が自立支援に資するケアプランを作成できるよう、実践力やアセスメント力の向上を目的に自立支援ケア会議を開催する。

年4回（8事例） 開催（7月、9月、12月、3月）

・個別ケア会議

地域で支援の必要な高齢者の個別課題の解決を図るため、必要時に開催。

地域の多様な関係者が協働し、地域全体で支援していく事を目的とし、ケア会議の中で構築されたネットワークの充実を図る。

年3回 必要に応じ、随時開催

※地域ケア会議で検討した個別ケースの課題分析し、地域課題を明らかにしていく。

04 在宅医療・介護連携推進に関する業務

○在宅ケア体制整備に向けた事業展開

医療・介護連携による在宅ケアの充実に向けて、地域の医療・介護関係機関、県などと連携した取り組みを行っていく。

- ・地域の医療・介護の資源リストの情報更新をする。
- ・退院支援ルール等の利用により、関係者の情報共有の支援を行なう。
- ・医療・介護関係者等多職種連携にかかる研修会を行う。

年3回 開催（8月、11月、2月）

- ・地域住民を対象とした在宅ケア普及啓発講演会を開催する。

年1回 開催（10月）

出前講座

05 生活支援体制整備事業

○地域全体で高齢者の生活を支援する体制を構築する。

○各機関との情報共有・連携強化を図り、新たな資源開発を推進する。

協議体 年3回 開催（6月、11月、3月）

○小地域単位で住民自らが支え合いの活動について話し合う場を推進する。

上志比地区座談会の継続 年5回 開催（4月、7月、10月、12月、3月）

永平寺地区座談会の継続 年4回 北地区（5月、8月、12月、2月）

永平寺地区座談会（中地区、南地区）新規開催

松岡地区座談会（松岡、御陵、吉野）新規開催

○地域へ出向き、資源および課題の把握を行い、情報の整理・提供を行う。

各地域に沿った課題があるなか、アンケート、聞き取り等を各方面で実施し、情報の把握・整理を実施する。

○支え合いのまちづくりのための住民への啓蒙を行う。

支え合いの必要性を理解し、取り組むきっかけをつくり、地域の困りごとを我が事として捉え、自分の「できること」で住民同士が支え合うまちづくりを推進する。

フォーラム 年1回 開催（3月）

出前講座

○協議体機能の強化（第2層について）

今後、多様化するニーズをもとに動ける実働部隊でもある第2層の協議体の強化が必要である。第2層を担っている当会地域福祉推進課との連携・情報共有を図っていくために、定期的な連絡会を開催。

地域福祉推進課と連絡会 月1回

06 認知症総合支援事業

○認知症の悪化防止等の支援

高齢者や家族からの相談に対し、適切な助言を行うなど必要な支援を行う。

○認知症の正しい知識の普及・啓発事業

・「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症の正しい知識の普及・啓発に取り組む。地域団体（サロン・小地域）だけでなく、企業や学校（PTAも含めて）など幅広く開催する。

年6回 開催

・認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトの活動支援を行なう。
交流会 年2回 開催（5月、2月）

認知症サポーター養成講座の開催支援

・地域住民向けの講演会を開催し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すための啓発を行う。

年2回 開催（6月、11月）

・徘徊模擬訓練を実施し、認知症になっても安心して生活続けることができる地域づくりに取り組む。

町内2地区 開催（5月、8月）

○徘徊高齢者等への対策強化

・永平寺町高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業の協力機関として、徘徊を未然に防ぎ早期発見できるよう認知症高齢者および家族の支援を行う。

○認知症初期集中支援推進事業

・認知症初期集中支援チームを配置し、チーム員が訪問し初期の支援を包括的・集中的に行ない、自立生活のサポートを行う。

年3事例（随時）

・地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討などを行う。

○認知症地域支援・ケア向上推進事業

・医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関との連携を図っていく。

⇒認知症ケアパス作成に取り掛かる。

・認知症カフェの企画、運営の支援を行い、認知症の方やその家族が地域交流できる場づくりに努める。

⇒月2回開催されている2か所の認知症カフェ「茶ま」、「えきなかカフェ」

に出向き、支援を行う。また周知活動を行う。

上志比地区での立ち上げの支援を行う。

26 介護予防支援事業

○介護給付による介護予防支援（介護予防ケアプラン）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成し、計画に基づくサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行なう。

○総合事業による介護予防ケアマネジメント

基本チェックリストに該当した事業対象者に対して、適切な介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、地域資源等の情報を提供し、自立支援に向けたケアプラン作成を行なう。

27 一般介護予防事業

○全地域で介護予防につながる活動の場や機会を増やし、身近なところでおのずと介護予防を図ることが出来るよう、住民運営の通いの場の充実を図るものとする。

①元気高齢者を対象に運動器具を使用して行う筋力トレーニング

◆ もりもりトレーニング教室（新規参加者）

◆ ぞくぞくトレーニング教室（継続参加者）

会場：永平寺保健センターにて週1回、7教室開催

②65歳以上の高齢者を対象に音楽や運動による健康教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。

◆ こつこつ教室 松岡福祉総合センターにて毎週1回

◆ こつこつ教室 ざおう荘にて毎週1回

③元気高齢者を対象にした、筋力アップに繋がる運動教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。

◆ 筋トレ教室 ふるさと学習館 週1回開催

◆ 筋トレ教室 永平寺保健センター 週1回開催

◆ 筋トレ教室 永平寺老人センター 週1回開催

◆ 筋トレ教室 上志比保健センター 週1回開催

④介護予防教室

松岡地区、永平寺地区、上志比地区、年1回3か所で開催

⑤地域の高齢者自ら介護予防に向けた活動のため、おもりを使った筋力トレーニング教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。

◆ いきいき百歳体操：3会場増（現17会場）

⑥地域介護予防活動支援事業

◆ 予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修会を開催
・フレイルサポーター勉強会（フレイルチェック開催前1回）及びサポーターによるフレイルチェック

⇒フレイルチェック：牧福島 年2回 開催

永寿苑 年2回 開催

松岡保健センター 年1回 開催

永平寺保健センター 年1回 開催

・百歳体操交流会 年1回 開催(3月)

⑦介護予防に関する活動の普及・啓発や活動の育成・支援

◆介護予防普及啓発講演会の開催(6月)

◆地域サロン等への出前講座の開催

◆チラシやパンフレットなどによる事業の周知

⑧地域リハビリテーション活動支援事業

◆介護予防の取り組みを機能強化するため、地域ケア会議、住民主体の通いの場へのリハビリ専門職による助言等を実施。

・百歳体操取り組み会場 年3回(1会場につき)作業療法士による評価・助言を行う。

⑨介護予防事業効果の検証

◆体力測定や健康観など、介護予防事業を継続することによって得られる効果を検証する。

28 在宅介護支援センター事業

在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者または、その家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じるとともに、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス(介護保険を含む)が総合的に受け入れられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等を行う。一人暮らし高齢者や高齢者世帯及び認知症高齢者の地域での見守りなど地域の福祉の向上を図ることを目的とする。地域包括支援センターのブランチ(窓口)として、地域包括支援センターが行う業務に協力・連携して以下の業務を実施する。

- 1) 要援護高齢者等の実態を把握する。(ひとり暮らし高齢者の台帳整備)
- 2) 要援護高齢者等が自立した生活を営むうえでの幅広い相談に応じ、適切な助言や支援を行う。
- 3) 町民からの相談を受付けて集約し、地域包括支援センターにつなぐ。
- 4) 地域包括支援センターが行う高齢者の実態調査や初期の相談対応業務を協力・連携して実施する。
- 5) 町が実施の認知症検診での未受診者への訪問と受診勧奨などにより、認知症早期発見と予防に努める。
- 6) 高齢者を中心に生活困窮世帯等、各種関係機関との連携により、個別ニーズの解決に協力する。